

男性が育休を取得しやすい風土づくり事業業務委託 仕様書

1 目的

令和5年度第2回県民1万人アンケートにおいて、子育てと仕事を両立するために企業で必要だと思う対策として、「休暇を取得しやすい雰囲気」が70.1%と最も高く、男性が家事や育児に参画していくためには、「仕事内容や労働時間の調整など、職場における上司や周囲の理解を進めること」が必要だとする意見が67.6%と最も高い結果となっている。

このように男性の育児参画に関しては、制度面の充実だけではなく、上司・同僚等周囲の理解促進や、職場における育児休業を取得しやすい雰囲気・風土づくりの醸成を望む声が高まっている。

以上のことから、男性が育休を取得しやすくなるよう「職場で行っている雰囲気づくり」や、「イクボスによる働きかけ」など、男性の育児休業取得を促進する事例・エピソード等を広く募集・表彰するコンテストを実施し、収集した事例をもとに、育休を取得する予定の方やその同僚・上司が参考にできるヒント集を作成し、広く情報発信を行うことで、同僚・上司等周囲の理解促進や、職場における育休を取得しやすい雰囲気・風土づくりを醸成することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間 契約の日から令和7年3月14日(金)まで

(2) 委託業務の主な内容

- ・男性育休取得を促進する事例・エピソード等の募集、事業実施のPR、応募作品のとりまとめ、表彰事例の選考に関する事務、表彰式の企画・運営、ヒント集の作成により、県民に向けて広く情報発信する。

3 委託業務内容

(1) 男性が育休を取得しやすい風土づくり事業の実施

①募集PR等

(a) 募集チラシ・ポスター制作

本事業の周知・募集を呼びかける内容で下記のとおり作成すること。

【企画・数量】(チラシ) A4版両面・カラー、5,000部

(ポスター) A3版片面・カラー、100部

それぞれの紙質はポスター・チラシに適したものとし、提案者による提案のうえ、県と協議により決定する。

※「(c) 募集部門」に記載したすべての部門が盛り込まれるよう工夫したうえで、チラシ・ポスターを作成すること。

【納品方法】

チラシは50部ずつ梱包のうえ納品することとし、詳細については県と別途協議のうえ決定すること。

【内容】

- ・子育て中の男性やその配偶者、企業に勤める方等、対象者の興味・関心を引き、気軽に応募しようと思えるデザインとする。
- ・県が契約後に提供する募集に関する基本的事項を記載事項のベースとし、写真やイラストを用いて、デザイン制作(キャッチコピー作成・レイアウト検討も含む)を行うこと。

【成果品】

- ・4. 契約条件に示す納入期限までに、印刷物のほか、デジタルデータ(PDF・AI及びJPEG形式のデータ)を、USBメモリ等の外部記録媒体により納品すること。

(b) 広報PRと応募のとりまとめ

- ・(a) で作成したチラシ・ポスターのほか、WEB、SNS、ターゲティング広告、イベント等を活用するなど、県が直接行う広報以外の方法により、対象者に対して本事業の周知及び応募の呼びかけを行うとともに、「みえのイクボス同盟」を中心に、男性の育児参画に取り組む企業・団体等に対しても必要に応じて訪問を行う等、幅広く周知を実施する。募集期間は8月～10月を予定。
- ・県が提供する本事業専用のSNS (Instagram) アカウントを使用し、SNSを活用した周知を図るほか、WEB上の応募フォーマット等、応募しやすいしくみを作ること。
- ・本事業への応募目標件数は、合計100件以上とし、目標達成のため、県と連携して広報に努めること。

(c) 募集部門

- ・以下に示した3つの募集部門を設け、部門ごとに募集を行うこととする。なお、部門ごとにどのような内容を募集するかについては、各部門の右側に例示したものを参考に、「1 目的」に資する内容を検討のうえ、提案書に記載すること。募集内容は契約後、改めて県と協議の上決定することとする。

<募集部門>

【雰囲気づくり部門】 育児休業が取得しやすいと感じた職場での雰囲気づくりや声掛け

【イクボス部門】 イクボスによる、育休取得を促進する働きかけやエピソード

【育休先輩部門】 過去に育休を取得した方が、業務上やっておいてよかったこと、やっておけばよかったと思うこと

(d) 応募対象者

- ・三重県内に在住または通勤をしている方（男性・女性問わない）

※個人での応募を基本とし、所属企業名は任意記載とする。ただし、受賞者に対しては、改めて受賞決定後に企業名公表可否の意思確認を行うものとする。

②表彰にかかる審査

応募作品のとりまとめを行うとともに、表彰作品決定のための審査委員会を開催し、表彰の選考を行う。また、受賞者決定後に受賞者との連絡調整を行うこと。

審査基準、審査委員会の日程、審査委員の選定については、県と協議のうえ決定することとし、審査委員の旅費は委託料に含む。

【審査委員について】

審査委員は県内在住の方5人を県において選定し、旅費は委託料に含むこととする。

【会場について】

契約後に県が指定することとし、会場費は委託料に含むこととする。

【副賞について】

受賞作品には、1名あたり4,000円程度の副賞を受賞者数分(20人以内)準備し受賞者へ贈呈することとする。

※副賞の費用・送料は委託料に含むこととする。

その他、県が別途提供する副賞を含めて、県と協議のうえ、贈呈の詳細を決定すること。

③表彰式の企画・運営

受賞作品を表彰するとともに、受賞事例を通して広く県民に男性の育児参画について理解を深めてもらう機会となるよう、表彰式の企画・運営を行う。

【日時】 受賞作品の決定後実施予定(12月予定)とし、詳細は契約後に協議のうえ決定することとする。

【規模】 50名程度

【会場】 契約後に県が指定することとし、会場費は委託料に含まない。

【内容】 表彰式の実施とあわせて、男性の育児参画の重要性の理解を深めるための講演や親子（特に父子）参加型イベントを実施することで、広く男性の育児参画の理解につながるような内容を企画し、県と協議のうえ実施すること。

④ヒント集の作成

【仕様】 A5版、16頁以上、カラー刷り、3,000部

紙質はヒント集として適したものとし、提案者による提案のうえ、県と協議により決定する。

【内容】 受賞エピソード等の紹介（エピソード等・氏名・所属・業種・職場や家庭での写真等）を基本的な記載事項とし、受賞者への追加の聞き取りをもとに、エピソード等のポイント等についてわかりやすく整理することにより、今後育休を取得予定の方やその同僚・上司等が参考にできるような内容とし、詳細については受賞作品及び応募内容全体を踏まえて県と適宜協議のうえ決定すること。

【留意点】 ヒント集の作成にあたっては、応募内容に加え、応募内容のポイントやスキル等の紹介に必要な事項を応募者に追加で聞き取りを行うことにより、受託者が文案を作成するとともに、ヒント集全体のデザイン制作を行うこと。

【成果品】 「4 契約条件」に示す納入期限までに下記を成果品として納入とする。

- ・ ヒント集 3,000部
- ・ デジタルデータとして、ヒント集1ページごとのPDFデータ及び全ページのPDFデータ・AIデータに加え、制作したイラストやロゴマークのうち、県が指定するものについては、別途県が指定する形式(JPEG など)により、USBメモリ等の外部記録媒体にて納品すること。

⑤ヒント集を用いた情報発信

本事業の受賞事例や表彰式の実施情報等について、WEB・SNSなどにおいて情報発信すること。

⑥企業向けセミナーにおける情報発信

県が主催する企業向けのセミナーや座談会において、本事業の受賞者による事例発表の時間を設けるため、受賞者との日程調整等を行うこと。なお、登壇を行うセミナー等は2回以上とし、事前に県と協議の上決定すること。

4 契約条件

- (1) 委託業務名 男性が育休を取得しやすい風土づくり事業業務委託
- (2) 委託期間 契約日から令和7年3月14日（金）まで
- (3) 成果品
 - ①募集チラシ：5,000部
 - ②募集ポスター：100部
 - ③ヒント集：3,000部
 - ④成果品①～③のデジタルデータ
（保存形式は上記「3 委託業務内容」で指定したものとする。）
- (4) 校正 (3)の各成果品の作成にあたっては適宜校正を行うこととし、事前に原案提出期限などの作業日程を県と協議のうえ決定する。
- (5) 履行場所 三重県子ども・福祉部 少子化対策課（津市広明町13番地）他
- (6) 納入期限
 - ①および② 令和6年8月29日（木）
 - ③「3（1）⑥」の企業向けセミナーや座談会で配布するため、別途セミナー等の日程とあわせて県と協議のうえ決定することとする。
 - ④各冊子等の納入期限と同一日とする。
- (7) 検査日時 納入期限以降で別途指示する。

5 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税等を内書きで記載するものとする。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約 からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講

じます。

1.1 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 受託者は、本業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じてユニバーサルデザインの観点でチラシ等のデザイン作成を行うこと。
- ・ 本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。

1.2 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当：北出、大浦

Tel：059-224-2404 FAX：059-224-2270 E-mail：shoshika@pref.mie.lg.jp